

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第 0874300817 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 事故発生時の対応方法について	7
6. 苦情の受付について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛和会
- (2) 法人所在地 茨城県古河市駒羽根 320 番地 1
- (3) 電話番号 0280-93-0234
- (4) 代表者氏名 理事長 森 誠
- (5) 設立年月 平成 15 年 8 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 16 年 8 月 1 日指定
※当事業所は特別養護老人ホーム愛和苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護事業は利用者が要支援、要介護状態となった場合

でも、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適正な短期入所生活介護を提供することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 愛和苑
 (4) 事業所の所在地 茨城県古河市駒羽根 320 番地 1
 (5) 電話番号 0280-93-0234
 (6) 事業所長（管理者）氏名 松岡 正和
 (7) 当事業所の運営方針 事業の実施に当たっては、利用者である要支援又は要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。また、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。
 (8) 開設年月 平成 16 年 8 月 1 日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～土 9時～17時30分

- (10) 利用定員 10 人
 (11) 通常の事業実施地域 茨城県古河市及びその周辺等
 (12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、全室個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1 人部屋）	10 室	ユニットケア(10 室 1 ユニット)
合計	10 室	ユニットケア(10 室 1 ユニット)
食堂 機能訓練室	1 室	各ユニットで食事をします
浴室	3 室	特殊浴+チェア浴 (1 室) 特殊浴 (1 室) 一般浴 (1 室) 個浴(2 室)うち 1 室はリフト付き
医務室	1 室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（※トイレはユニットに 2 ヶ所、個室に 4 ヶ所設置してあります。）

(13) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

滞在費	2,066 円(1 日あたり)
-----	-----------------

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	4.8名	3.1名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	1名	1名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 管理栄養士	1名	1名

※2024年8月1日 現在

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 7：00～16：00 1名（勤務に応じて） 平常： 8：30～17：30 勤務に応じて 遅番： 12：00～21：00 1名（勤務に応じて） ※いずれも7：00～21：00までは各ユニット1名以上 夜間： 21：00～ 7：00 2ユニットで1名
2. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 8：00～17：00 1名 平常： 8：30～17：30 勤務に応じて 遅番： 9：00～18：00 1名

※2024年8月1日 現在

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7割～9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。但し、食材料費及び調理費については自己負担となります。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・介護職員等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と以下に係る合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

[1日あたり] 2024年8月1日付

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,281円	7,778円	8,646円	9,442円	10,320円	11,156円	11,962円
2. サービス利用に係る自己負担額(1割負担)	628円	778円	865円	944円	1,032円	1,116円	1,196円
3. サービス利用に係る自己負担額(2割負担)	1,256円	1,555円	1,729円	1,888円	2,064円	2,230円	2,392円
4. サービス利用に係る自己負担額(3割負担)	1,884円	2,333円	2,593円	2,832円	3,096円	3,346円	3,588円

※ご利用料金には、サービス提供体制強化加算Ⅲ(6単位)と看護体制加算Ⅱ(8単位、要支援は無し)と夜間職員配置加算Ⅱ(18単位、要支援は無し)介護職員処遇改善加算Ⅰが含まれています。

☆長期利用に対する短期入所生活介護の利用は-30単位/日。

☆地域区分：1単位=10.33円

☆所定単位数に13.6%を乗じた単位数が、介護職員処遇改善加算Ⅰになります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。(注：ただし、短期入所への振り替え制度を実施している市町村においては、支給限度額の範囲内であれば償還払いとなる旨明記)

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆送迎サービス(ご自宅～当苑)をご利用の場合、片道は184単位、往復は368単位となります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆医師の指示に基づく療養食を提供した場合：療養食加算(1日23円)

☆認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した場合：認知症行動・心理症状緊急対応加算(1日200円)

[利用開始から起算して7日を上限とする]

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①滞在費

滞在された居室に係る費用です。

料金：1日あたり 2,066円

②食事代

ご契約者に提供する食事代にかかる費用です。

料金：1日あたり 1,650円（朝 390円、昼 700円、夕 560円）

④特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

⑤理髪・美容

[理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,100円（調髪）

[美容サービス]

理髪サービスの他、パーマ、カラーもご利用いただけます。（利用料金は別途となります。）

⑥ユニットレクリエーション

物作り・外食等（食事代等の実費をいただきます）

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

実費（衣服や上履き、歯ブラシ、ポリデント等）

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧行事

入場料、入園料などの費用。実費がかかる行事の場合等。

⑨持込みの電化製品(テレビ、電気毛布等)

利用料金：1日あたり 20円（テレビの貸し出しは1日100円）

⑩利用料引落手数料 実費

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日前後に当月分のご請求をしますので、24日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。

ア、窓口での現金支払
イ、下記指定口座への振込み
結城信用金庫 総和支店 普通預金 0106698
社会福祉法人 愛和会 特別養護老人ホーム 愛和苑 理事長 森 誠
又は
ゆうちょ銀行 店番 068 普通預金 5027505
社会福祉法人 愛和会 理事長 森 誠

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の当日午前8時までにご連絡がなかった場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の午前8時まで申し出があった場合	無料
利用予定日の午前8時まで申し出がなかった場合	当日の利用料金の50% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する短期入所生活介護のサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。又、利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

尚、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

・保険会社名：損害保険ジャパン株式会社
・保険名：しせつの損害補償
・保険の概要：施設業務の保証

6. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 向原 幹昌

また、苦情受付ボックスを1階 受付に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

茨城県 古河市役所 高齢介護課	所在地 茨城県古河市駒羽根 1 5 0 1 電話番号・0280-92-4921 FAX・0280-92-5594 受付時間 9：00～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 2 6 電話番号・029-301-1565 FAX・029-301-1579 受付時間 9：00～17：00
茨城県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 茨城県水戸市千波町 1 9 1 8 茨城県総合福祉会館 2 階 電話番号・029-305-7193 FAX・029-305-7194 受付時間 毎週月～金 9：00～16：00
茨城県 結城市役所 介護保険課	所在地 茨城県結城市大字結城 1447 電話番号・0296-34-0417 FAX・0296-20-8767 受付時間 8：30～17：15
茨城県 境町役場 介護保険課	所在地 茨城県猿島郡境町 391 番地 1 電話番号・0280-81-1323 FAX・0280-86-7521 受付時間 8：30～17：15
栃木県 小山市役所 地域包括ケア推進室	所在地 栃木県小山市中央町 1-1-1 電話番号・0285-22-9541 受付時間 8：30～17：15
栃木県 野木町役場 健康福祉課 高齢対策係	所在地 栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571 電話番号・0280-57-4173 FAX・0280-57-4173
栃木県 国民健康保険団体連合会	所在地 栃木県宇都宮市本町 3 番 9 号 栃木県本町合同ビル 6 階 電話番号・028-622-7242 受付時間 9：00～17：00
栃木県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 電話番号・028-622-2941 FAX・028-622-2316 受付時間 9：00～16：00

2024 年 8 月 1 日

・第三者による評価の実施状況

1 あり 実施日 : 年 月 日
評価機関名称 : 1あり 2なし

② なし

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 愛和苑 代表者名 施設長 松岡 正和 印

説明者名 生活相談員 向原 幹昌 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 氏名 印

(代理人) 住所 氏名 印

(利用者本人との関係)

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階建
- (2) 建物の延べ床面積 6077.21 m²

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

施設長… ご契約者の生活状況全体の安全や職員の管理、健全な施設運営を行ってまいります。

医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師を配置しています。(嘱託)

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
3名以上の看護職員を配置しています。(施設入所含む)

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
1名の介護支援専門員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

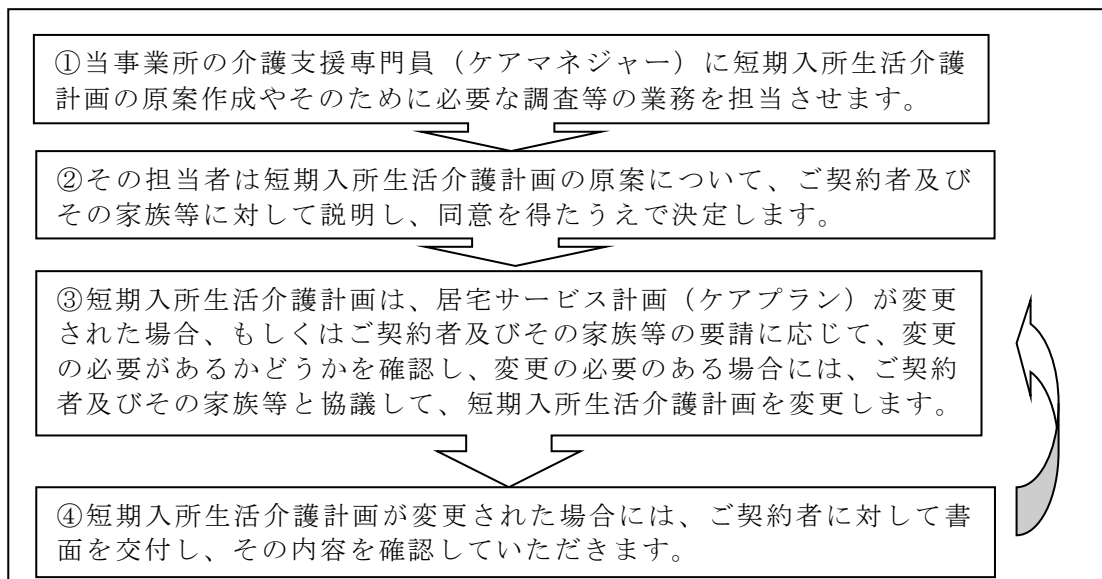
管理栄養士… ご契約者の食事の献立を作成したり、栄養や身体状況の支援をしていきます。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。
看護職員又は介護職員が兼務して配置してまいります。

事務… ご契約者のお支払い事務や雑務的なお手伝い(購入の代行)をいたします。

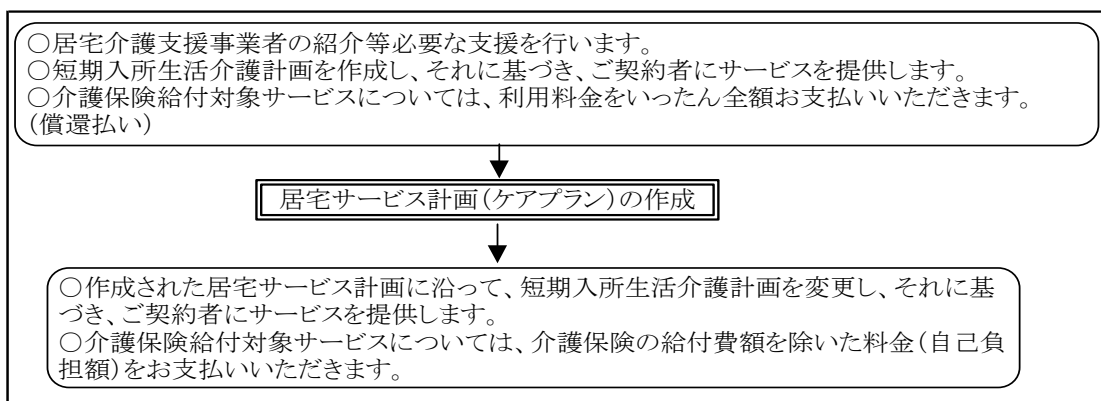
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

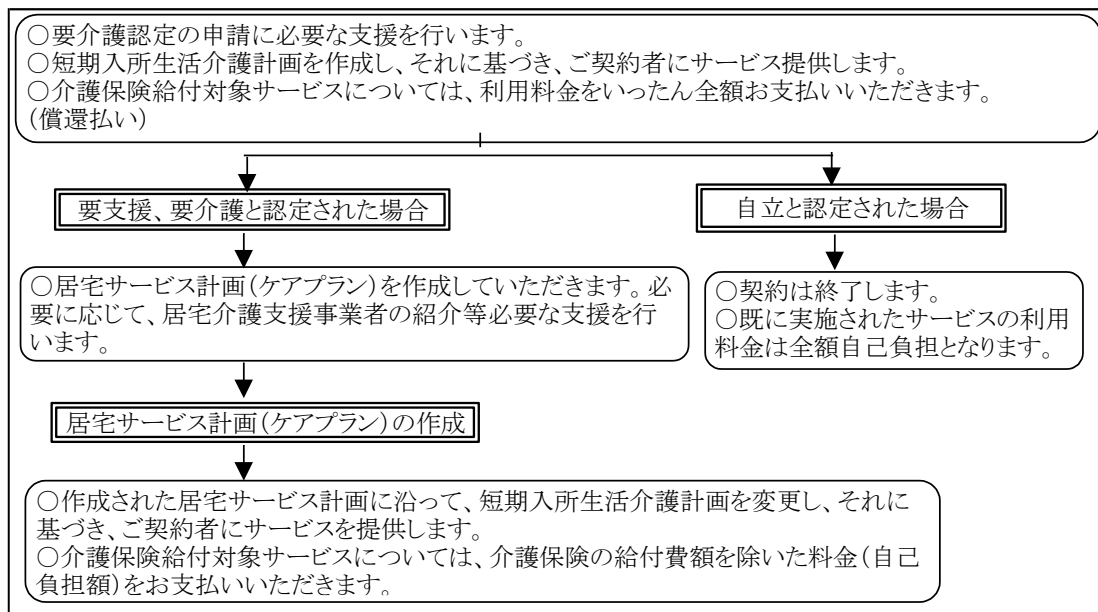


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービスの流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

犬や猫などのペット類

(2) 面会

面会時間 10:00～20:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

(3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○当施設では、非常災害その他緊急の事態に備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年4回以上入居者及び職員等の訓練を行います。

(4) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。又、事業者において過失がない場合は損害賠償となりません。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 16 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 17 条、第 18 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 19 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。